



高齢者インフルエンザ 予防接種について

【対象者】

七尾市に住民票を有し、①または②の要件を満たし、かつ予防接種を希望する方

①満65歳以上の方

②満60歳～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、身体障害者1級手帳をお持ちの方（希望の方は、手帳のコピーが必要。保健センターまでお越しください。）

接種方法 指定医療機関で10月20日

（月）から12月20日（土）の間に1回（1,200円）接種

問 健康推進課 ☎53-33623

保険料の支払方法が変更可能 ～後期高齢者医療制度～

現在、後期高齢者医療保険料を年金から支払っている方で、次の要件に該当する方は、申し出により口座振替で支払うことができます。

【要件】

①国民健康保険税を確実に支払っていた方（世帯主）で本人の口座から支払う場合

②年金収入が180万円未満の方で世帯主または配偶者の口座から支払う場合

※②に該当する方が、口座振替によりお支払いいただいた保険料は、**口座名義人の社会保険料控除額**となり、結果として所得税および住民税の負担が下がる場合があります。

【申請場所】

保険課および各市民センター窓口

【申請に必要なもの】

印鑑、保険証

問 ミナクル2階 保険課 ☎53-8420

10月は「土地月間です」

土地は、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが必要です。このため、一定面積以上の大規模な土地の売買や交換などをしたときは、契約締結日を含めて、2週間以内に土地売買等届出書をその土地が所在する市町村長を経て県知事に届け出ることになっています。

（相続、贈与の場合は必要なし）

●市街化区域を除く都市計画区域 ↓ 5千㎡以上

●都市計画区域外 ↓ 1万㎡以上

問 企画経営課 ☎53-11117

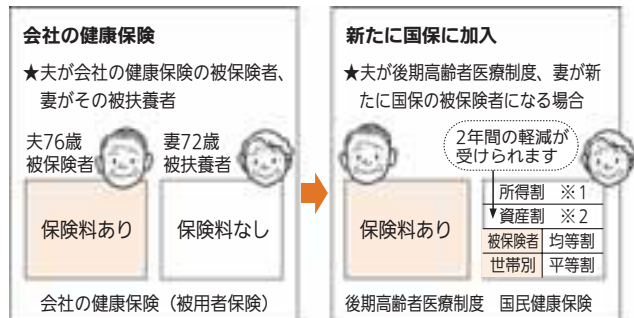
65歳～74歳の方で国民健康保険に加入される方へ

75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方（65歳～74歳）が新たに国保に加入することになる場合

○申請により国保税の軽減が受けられます

新たに国保に加入し、国保税を納めていただくことになった方については、市役所の窓口で申請いただければ、2年間、所得や資産に応じてご負担いただく国保税が免除されるとともに被保険者1人あたりでご負担いただく国保税が半額となり、世帯ごとにご負担いただく国保税も半額になります。

（例）



※1 所得割…所得に応じてご負担いただく国保税
※2 資産割…資産に応じてご負担いただく国保税

【注意事項】

- ①上記に該当する方は、まず国民健康保険の加入手続きが必要です。
- ②軽減の制度は、ご本人からの申し出がない限り適用されませんので、注意してください。

未利用地に関する アイデア募集

七尾市が所有する未利用地（利用計画がない遊休地）に関する利活用処分方法について、市民の皆さまからアイデアを募集します。

郵便、FAX、メールのほか、各公民館設置の意見箱によりご意見、ご要望をお寄せください。

未利用地の場所など詳しい内容は、市ホームページ、または市役所、ミナクル、各市民センター、各公民館に設置してあります説明書をご覧ください。

問 総務課管財室 ☎53-11118

廃家電5品目の引取場所変更

廃家電5品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン）の取扱については、従来はメーカーによって引取場所が決まっていますが、能登地区の引取場所は10月1日からはどのメーカーのものでも取り扱うことになりました。

★能登地区の引取場所（2カ所）

●紙吉(株)（七尾市津町町） ☎52-0129

●日本通運(株)能登営業支店（穴水町緑ヶ丘） ☎0768-52-1114

問 環境安全課 ☎53-8421

